

第36期報告書

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

Contents

株主の皆様へ	1
事業報告	2
会社の現況	2
株式の状況	9
会社役員の状況	10
会計監査人の状況	14
業務の適正を確保するための体制	14
剰余金の配当等の決定に関する方針	18
計算書類	19
貸借対照表	19
損益計算書	20
株主資本等変動計算書	21
個別注記表	22
会計監査人の会計監査報告	26
監査役会の監査報告	27
トピックス	28



代表取締役社長 松尾 義武

株主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
ここに、第36期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の報告書をお届けいたします。

当事業年度におきましては、当社は、引き続き携帯電話の取替需要への積極的な対応と販売チャネルの拡大に注力するとともに、移動通信事業者向けの基地局整備ビジネスに積極的に取り組んだ結果、売上高は公共モバイル事業の譲渡による減収をほぼ補うことができました。また、利益は業務プロセス改善の推進によるコストダウンなどにより増益となりました。

今後も、携帯電話に関連する既存事業を充実させるとともに、新たな事業の開拓・拡大に取り組み、更なる企業価値の向上をめざしてまいりますので、株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成20年5月

(会社法第437条に基づく提供書類)

第36期事業報告 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 事業の経過及び成果

① 全般的概況

当事業年度の我が国経済は、企業収益が総じて好調を維持し、個人消費も底堅く推移するなど、景気は緩やかな回復基調を続けましたが、サブプライムローン問題に端を発した米国景気の減速、世界的なドル安の進行、原材料価格の高騰など、下振れリスクが強まりました。

移动通信市場では、新規通信事業者の参入や総務省のモバイルビジネス活性化プランの発表に伴い平成19年11月に導入された、携帯電話の端末価格と通信料金の分離プラン（以下「分離プラン」という。）による需要喚起、移动通信事業者各社による料金割引プランの強化・充実により、当事業年度末の携帯電話全体の累計加入者数は1億272万件（前年度末比6.2%増）と1億件を超え、純増数についても601万件と前年度比21.9%の増加となりました。また、当社の販売事業の主力であるNTTドコモの第三世代移动通信サービス対応のFOMA（Freedom of Mobile Multimedia Access）端末の契約数は4,395万件となり、NTTドコモ契約者の82%にまで達しました。

このような事業環境のもと、当社は、分離プラン導入による高性能端末への取替需要の積極的な取り込みや、販売チャネルの拡充に注力するとともに、事業効率の改善にも注力いたしました。なお、平成19年4月1日付で公共モバイル事業をNECネットワーク・センサ(株)に譲渡いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は、主にモバイルセールス事業における売上高の増加やモバイルインテグレーション&サポート事業における移动通信事業者向け基地局整備関連売上高の増加が、公共モバイル事業の譲渡に伴う減収を補い、前年度比微減の1,290億28百万円（前年度比0.9%減）となりました。また利益面では、業務プロセス改善の推進によるコストダウンなどにより、営業利益は57億41百万円（同2.4%増）、経常利益は58億45百万円（同3.6%増）、当期純利益については33億89百万円（同5.2%増）となりました。

②部門別概況

■ モバイルセールス事業

当事業年度においては、ワンセグ放送受信、音楽再生、電子マネーなどに対応した高機能端末ラインアップの拡充や、料金割引プランの充実、分離プランの導入などにより、取り替えを中心とした需要が堅調に推移いたしました。このような状況のもと、携帯電話端末の拡販や販売チャネルの拡充などに注力し、事業効率の改善に努めました。

その結果、売上高は1,081億68百万円（前年度比3.3%増）となりました。営業利益については、販売チャネルの拡大や将来の成長に向けた先行投資費用の増加などにより、14億84百万円（同33.5%減）となりました。

■ モバイルインテグレーション&サポート事業

当事業年度においては、携帯電話の通話品質改善に向けた基地局整備関連の需要は引き続き堅調に推移したものの、公共モバイル事業の譲渡により、売上高は208億60百万円（前年度比18.2%減）となりました。また、営業利益については、基地局整備関連売上高の増加に加え、業務プロセス改善や生産革新の強化によるコストダウンの推進などにより、42億57百万円（同26.1%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度においては、経営効率化などを目的とした情報システム投資、モバイルセールス事業における店舗の移転、改装など、7億52百万円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、平成19年4月1日付で公共モバイル事業をNECネットワーク・センサ㈱に譲渡いたしました。

(5) 対処すべき課題

現在、移動通信市場は、モバイルビジネス活性化プランに代表される競争促進政策の推進、事業者のユーザー囲い込みに向けた競争激化、販売チャネルの再編加速など、大きく変化しようとしています。販売代理店にとっても競争は厳しさが続くものの、これらの市場の変化により、多くの新しい市場や事業機会が生まれてくるものと考えています。

当社は、機種取替需要を中心に今後も堅調な推移が予想される携帯電話販売や端末保守事業で着実な事業運営を図るとともに、FMC（Fixed Mobile Convergence：固定網と移動網の融合）サービス関連の市場開拓を行ってまいります。

そのために顧客にとっての最適なモバイル環境の活用を提案するコンサルティング能力の強化、FMCサービス開始に伴う新しい事業機会の発掘や事業化を遂行する能力、またこれらの新規事業を推進し、支援する能力が最重要課題となっております。この課題に向け、販売、保守、エンジニアリングサービスのリソースを有効活用し、人材の育成に注力してまいります。

また、当社の発展をより確実なものとするため、継続的に業務プロセス改善活動を推進するなど、経営改善活動を強化してまいります。

(6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第33期 (平成16年度)	第34期 (平成17年度)	第35期 (平成18年度)	第36期 (平成19年度) (当 期)
売 上 高	(百万円)	140,195	127,590	130,253	129,028
経 常 利 益	(百万円)	3,855	4,078	5,641	5,845
当 期 純 利 益	(百万円)	2,105	2,117	3,222	3,389
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	(円)	144.88	145.71	221.76	233.26
総 資 産	(百万円)	50,715	56,465	61,832	58,638
純 資 産	(百万円)	22,558	23,994	26,573	29,056

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

当社の親会社は、日本電気(株)であり、同社は当社の株式を7,410千株（議決権比率51.00%）保有しております。なお、当社は同社へ移動通信関係のシステム、機器、サービスなどを提供しております。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容（平成20年3月31日現在）

当社は、移動通信全般に係る事業活動を行っており、その内容を大別すると、①携帯電話に代表される移動通信端末の販売、移動通信を活用したモバイルソリューションの提供を行うモバイルセールス事業、②基地局据付工事・現地調整サービスの提供、移動通信端末・装置の保守サービスの提供を行うモバイルインテグレーション&サポート事業の二つとなります。

その主要な製品及びサービスの内容は次のとおりであります。

部 門	主要製品・サービス	売上高構成比
モバイルセールス事業	携帯電話の販売、加入者の獲得、修理などの受付や利用代金の受取など加入者の維持に係る業務、モバイルソリューションの提案、販売	83.8%
モバイルインテグレーション&サポート事業	移动通信システムに係るシステムエンジニアリング（システム設計、基地局選定、電波伝搬試験、据付工事、現地試験、システム最適化、システム運用、修理・保守サービスなど）、移动通信端末の修理及び保守部品の販売	16.2%

(9) 主要な営業所及び店舗（平成20年3月31日現在）

① 営業所

名 称	所 在 地
本社	神奈川県横浜市
北海道支店	北海道札幌市
東北支店	宮城県仙台市
東京支店	東京都港区
中部支店	愛知県名古屋
北陸支店	石川県金沢市
大阪事業所	大阪府大阪市
中国支店	広島県広島市
四国支店	香川県高松市
九州支店	福岡県福岡市

②店舗

地 区	主 要 な 店 舗
北海道地区	北海道 南大通店、篠路店
東北地区	岩手県 盛岡本宮店、滝沢巣子店、一関店
	宮城県 仙台広瀬通り店
	福島県 郡山うねめ通り店
関東・甲信越地区	茨城県 石岡店
	千葉県 松戸店、新松戸店
	埼玉県 大宮店、東大宮店、さいたま新都心店、新都心けやきひろば店、熊谷店、本庄店、サングリーン深谷店
	東京都 西日暮里店、八重洲店、秋葉原昭和通り店、池袋西口店、田町店、二子玉川店、蒲田店、蒲田西口店、国分寺店、福生店、青梅河辺店、町田店、南町田グランベリーモール店、鶴川駅前店、目黒駅前店、中野サンモール店、恵比寿店
	神奈川県 新横浜駅前店、ららぽーと横浜店、二俣川店、藤沢店、平塚店、平塚田村店
	山梨県 一宮イッツモア店、東山梨店、塩山店
	長野県 松本インター渚店、松本桐店、松本並柳店
中部地区	静岡県 沼津マリン店、焼津南店
	愛知県 緑店、千代田橋店、豊田西店、岡崎緑丘店
	三重県 ミルキー大台店
北陸地区	石川県 アピタタウン金沢ベイ店
	富山県 富山山室店
関西地区	京都府 京都駅前店
	大阪府 茨木店、池田店、ディアモール店、天王寺店、和泉府中店、鶴見安田店
	兵庫県 西宮店、甲南店、西昆陽店

地 区	主 要 な 店 舗
中 国 地 区	岡 山 県 岡山南店、津山インター店
	鳥 取 県 鳥取湖山店
	広 島 県 広島駅アッセ店、シャレオ店
	山 口 県 南岩国店
四 国 地 区	香 川 県 太田店
	愛 媛 県 マドンナ店
	徳 島 県 ロックタウン北島店
九 州 ・ 沖 縄 地 区	福 岡 県 小倉魚町店、天神南店、伊都店
	大 分 県 へつぎ店
	宮 崎 県 都城東店
	鹿 児 島 県 鹿屋バイパス店
	沖 縄 県 小禄店、豊見城店、おもろまち店

(10) 使用人の状況 (平成20年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増(減)	平均年齢	平均勤続年数
1,057名	(64) 名	39.9歳	13.5年

(注) 1. 上記使用人数には受入出向者(56名)を含み、出向者(19名)を含んでおりません。

2. 上記のほか派遣社員1,440名、アルバイト483名がおります。

(11) 主要な借入先の状況 (平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (平成20年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,529,400株
- (3) 株主数 8,604名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
日 本 電 気 株 式 会 社	7,410	51.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	751	5.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	652	4.49
メロン バンク エヌエー トリーティー クライアント オムニバス	300	2.06
N E C モ バ イ リ ン グ 従 業 員 持 株 会	215	1.48
シティバンク ロンドン エス エイ スティチング シェル ペンションファンド	196	1.35
ゴールドマン・サックス・インターナショナル	134	0.93
バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウント ジェイピーアールデイアイエスジーエフイーエイシー	117	0.81
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	111	0.77
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク	86	0.59

- (注) 1. 株式数は、いずれも千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 出資比率は自己株式 (16株) を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成20年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職状況並びに他の法人等の代表状況
代表取締役	松 尾 義 武	社長
取締役	角 田 秀 幸	日本電気(株)支配人
取締役	木 村 裕 一	日本電気(株)モバイルターミナル企画本部長
取締役	樋 山 孝	執行役員常務 モバイルセールス事業関係重要事項 CSR推進部関係担当
取締役	川 村 廣 樹	執行役員 企画部関係担当 経理部関係担当 資材調達部関係担当 GROBKIDS事業推進部関係担当
取締役	折 笠 裕 己	執行役員 モバイルインテグレーション&サポート事業関係担当 IT推進部関係担当 上海慕百霖通信有限公司董事長
常勤監査役	川 崎 齊	
常勤監査役	土 田 秀 次 郎	
監査役	川 島 勇	日本電気(株)経理部統括マネージャー兼経理部計画室長
監査役	藤 井 繁 幸	日本電気(株)モバイルターミナル企画本部長代理 兼モバイルターミナル企画本部経理部長

- (注) 1. 取締役角田秀幸氏及び木村裕一氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役川崎齊氏、土田秀次郎氏、川島勇氏及び藤井繁幸氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役川島勇氏及び藤井繁幸氏は、日本電気(株)において長年経理業務に従事しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 平成20年4月1日付で次のとおり異動がありました。

会社における地位	氏 名	異動後の担当等
取締役	川 村 廣 樹	執行役員 企画部関係担当 広報・IR室関係担当 経理部関係担当 資材調達部関係担当 GROBKIDS事業推進部関係担当

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2)	46百万円 (1)
監査役 (うち社外監査役)	4 (4)	26 (26)
合 計	10	72

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼任の状況等

区分	氏名	会社名	兼任の内容
社外取締役	角田 秀幸	日本電気(株) 埼玉日本電気(株)	支配人 取締役
	木村 裕一	日本電気(株) 埼玉日本電気(株) エスティーモ(株)	モバイルターミナル企画本部長 社外監査役 社外監査役
社外監査役	川島 勇	日本電気(株) NECディスプレイソリューションズ(株) NECライティング(株)	経理部統括マネージャー 兼経理部計画室長 社外監査役 社外監査役
	藤井 繁幸	日本電気(株) 埼玉日本電気(株) アドコアテック(株)	モバイルターミナル企画本部長代理兼モバイルターミナル企画本部 経理部長 社外監査役 社外監査役

(注) 日本電気(株)は当社の親会社であり、当社との間で、移動通信関係のシステム、機器、サービスに関する取引を行っております。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	角 田 秀 幸	平成19年6月22日就任以降に開催された取締役会15回のうち13回に出席し、業務経験に基づき、主に事業リスクの観点から適宜発言を行っております。
	木 村 裕 一	当事業年度開催の取締役会19回のうち14回に出席し、業務経験に基づき、主に事業リスクの観点から適宜発言を行っております。
社外監査役	川 崎 齊	当事業年度開催の取締役会19回及び監査役会8回のすべてに出席し、主にリスク管理の観点から適宜発言を行っております。
	土 田 秀 次 郎	当事業年度開催の取締役会19回及び監査役会8回のすべてに出席し、主にリスク管理の観点から適宜発言を行っております。
	川 島 勇	当事業年度開催の取締役会19回のうち14回に、また監査役会8回のうち7回に出席し、財務及び会計の知識、経験に基づく見地から適宜発言を行っております。
	藤 井 繁 幸	当事業年度開催の取締役会19回のうち15回に、また監査役会8回のうち7回に出席し、財務及び会計の知識、経験に基づく見地から適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 新日本監査法人

(2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 58百万円

(注) 上記の金額は、全て公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額であります。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会と綿密な連携をとり、会計監査人の法令遵守状況、独立性、審査体制、職務執行状況、継続監査年数及び当社が属する企業集団の方針等を全般的に勘案して、再任もしくは不再任又は解任の決定を行う方針です。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の経営理念である、「モバイル・マルチメディアをとおして、世界の人々が、いつでも、どこでも相互に理解を深め、個性を十分に発揮し合う生き活きた社会の実現に貢献する」ため、当社は、「NECモバイリング行動規範」を当社の取締役及び従業員に周知徹底し、企業倫理と遵法精神の推進と定着をはかる。
- ② 当社は、コンプライアンス委員会を設置し、法令、社内規程及び企業倫理の遵守（以下「コンプライアンス」という）に関する基本方針を立案し、コンプライアンス体制を推進する。
- ③ 当社は、CSR推進部及び社内外に窓口を設けた内部通報制度「NECモバイリングヘルプライン」を設置してコンプライアンス体制を推進するとともに、監査部等による定期的な内部監査活動を通じて、コンプライアンス体制の見直しを行う。

- ④ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、全社を挙げて毅然とした態度で臨むものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行に係る重要な意思決定や報告に係る文書の作成、保存期間及び廃棄に関して、法令に定めがあるものは法令に従い適正に管理するとともに、法令に定めのないものについては、管理部門、管理方法、保管期間及び廃棄方法等を定めた文書管理規程等に基づき管理する。
- ② 当社は、情報セキュリティ方針に掲げた理念を実現するため、情報セキュリティ基本規程に基づき、情報セキュリティ体制を確立する。
- ③ 当社は、個人情報保護方針及び個人情報保護規程等により確立した個人情報保護体制により個人情報を適切に管理する。
- ④ 当社は、企業秘密管理規程に基づき、企業秘密を適切に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、経営危機管理基本規程に基づき、リスクごとにそれぞれ担当部署及び担当執行役員を定めて、規程、ガイドライン、研修及び定期的な監査等を通じてリスク管理を行い、その管理状況について担当執行役員から定期的に取り締役会で報告する。
- ② 経営判断に関するリスクについては、必要に応じて弁護士、公認会計士などの外部の専門家の助言を受け、関係部門において分析及び対策を検討する。
- ③ リスク管理の観点から特に重要な案件については、経営執行会議等で十分な審議を行ったうえで、取締役会に付議する。
- ④ 会社に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合には、経営危機管理基本規程に従い直ちに対策本部を設置し、情報の収集及び対応策の検討等を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会において執行役員の権限と義務を定めて、意思決定のプロセスを簡素化し迅速な意思決定を行う。
- ② 当社は、承認・起案処理規程に基づき従業員の職務の執行についての行使基準を定め、重要な職務執行については、執行役員で構成する経営執行会議による審議を経て、取締役会において意思決定を行う。なお、取締役会は毎月1回定期的に開催し、必要に応じて臨時に開催する。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の子会社に対して、取締役等を派遣するとともに、子会社を担当する執行役員及び事業部門を通じて、子会社に適正な業務執行の指導を行う。また、子会社の重要な業務執行については当社の取締役会付議事項とし、執行状況について定期的に取締役会へ報告させるとともに、当社の監査役による監査を行う。
- ② 当社は、親会社の監査役による定期的な監査を受け入れ、当社と親会社間の取引を含む業務全般の適正性の監査を受けるとともに、親会社のコンプライアンス担当部門と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題の共有化をはかる。
- ③ 当社監査役は、当社と親会社間の取引を含む業務全般の適正性の確保のため、監査に関して親会社の監査役と意見交換を行い、連携をはかる。
- ④ 当社は、当社及び当社の子会社の財務報告の信頼性及び親会社の連結財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築する。また、財務報告に係る内部統制システムの質的な向上をはかるため、評価、維持、改善等を継続的に行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の求めがあった場合には、監査役会及び監査役の業務を補助すべき従業員を任命する。

(7) 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役及び監査役会を補助する従業員の監査役補助業務は、監査役の指揮命令で行う。また、当該従業員の任命、解任、人事考課等については、事前に監査役の意見を求め、必要によっては、監査役は変更を申し入れることができる。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。
 - 1) 全社的に影響を及ぼす重要事項に関して決定した内容
 - 2) 担当部署が行う内部監査の結果
 - 3) 内部通報制度による通報の状況
 - 4) 会社の業務又は財務に重大な影響を及ぼすおそれのある法律上又は財務上の問題
- ② 取締役及び従業員は、次の事項を定期的に監査役に報告する。
 - 1) 会社の内部統制に関わる部門の活動概要
 - 2) 会社の重要な会計方針・会計基準及びその変更
 - 3) 業績及び業績見込みの外部発表内容、重要開示書類の内容
- ③ 取締役は、前各項の事項を、取締役会、経営執行会議等で監査役に定期的に報告し、緊急の報告が必要な場合は直ちに報告する。
- ④ 監査部長は、内部監査の結果を定期的に監査役に報告する。
- ⑤ CSR推進部長及び総務人事部長は、「NECモバイリング行動規範」に違反する事実があると認めた場合は、直ちに監査役に報告する。
- ⑥ 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役が業務執行に対する監査を効果的に行うために、以下のことを行うことができる。
 - 1) 取締役会、経営執行会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議への出席と意見陳述
 - 2) 取締役及び従業員からの業務の執行に関する報告の聴取
 - 3) 重要な会議の議事録、稟議書その他の業務執行に関する書類の閲覧及び調査
 - 4) 重要事項に関する監査役からの取締役会への報告
- ② 取締役及び従業員は、監査役からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行う。
- ③ 監査役は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、監査部や法務室等に所属する従業員の補助、もしくは弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することができる。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

(1) 基本方針

当社は、経営基盤の確立と事業拡大のための内部留保の充実とともに、株主尊重・重視を重要事項と位置づけ、配当性向30%の水準を視野に入れ、安定配当を実施していく方針です。

(2) 剰余金の配当の状況

当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき27円50銭とさせていただきます。すでに実施済みの中間配当金1株当たり27円50銭とあわせまして、年間配当金は1株当たり55円となり、前年度に比べ7円50銭増加いたしました。

損益計算書 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	129,028,049
売 上 原 価	114,931,862
売 上 総 利 益	14,096,187
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,355,250
営 業 利 益	5,740,937
営 業 外 収 益	277,145
受 取 利 息 及 び 配 当 金	262,632
そ の 他	14,513
営 業 外 費 用	172,988
支 払 利 息	524
そ の 他	172,464
経 常 利 益	5,845,094
税 引 前 当 期 純 利 益	5,845,094
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,052,000
法 人 税 等 調 整 額	404,000
当 期 純 利 益	3,389,094

計算書類

株主資本等変動計算書 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		
				別途積立金	繰越利益剰余金	
平成19年3月31日残高	2,370,780	2,706,780	21,420	17,860,000	3,629,591	21,511,011
当事業年度中の変動額						
別途積立金の積立	—	—	—	2,400,000	△ 2,400,000	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 762,792	△ 762,792
当期純利益	—	—	—	—	3,389,094	3,389,094
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—
当事業年度中の変動額合計	—	—	—	2,400,000	226,302	2,626,302
平成20年3月31日残高	2,370,780	2,706,780	21,420	20,260,000	3,855,893	24,137,313

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
平成19年3月31日残高	△ 34	26,588,537	△ 15,124	26,573,413
当事業年度中の変動額				
別途積立金の積立	—	—	—	—
剰余金の配当	—	△ 762,792	—	△ 762,792
当期純利益	—	3,389,094	—	3,389,094
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額 (純額)	—	—	△ 143,661	△ 143,661
当事業年度中の変動額合計	—	2,626,302	△ 143,661	2,482,641
平成20年3月31日残高	△ 34	29,214,839	△ 158,785	29,056,054

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - 商品、製品、半製品、原材料……………先入先出法による低価法
 - 仕 掛 品……………個別法による原価法

3. 固定資産の減価償却方法
 - 有形固定資産……………定率法
 - 無形固定資産……………定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込有効期間（3年）に基づく償却方法を採用し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準
 - 貸 倒 引 当 金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - 退職給付引当金……………当社は確定給付型の制度として、企業年金基金制度、規約型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

5. リース取引の処理方法
 - リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

7. 会計方針の変更

(固定資産の減価償却方法の変更)

法人税法の改正（(所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により、取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

8. 表示方法の変更

(貸借対照表)

「前払年金費用」は前事業年度まで、流動資産の「その他」及び投資その他の資産の「その他」のそれぞれに含めて表示しておりましたが、当事業年度においては、一括して投資その他の資産に区分掲記しております。

なお、前事業年度の「前払年金費用」の金額は、流動資産の「その他」に255,385千円、投資その他の資産の「その他」に302,355千円が含まれております。

【貸借対照表に関する注記】

- | | | |
|---|----|-------------|
| 1. 関係会社に対する金銭債権 | 短期 | 9,109,276千円 |
| 関係会社に対する金銭債務 | 短期 | 434,219千円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | | 1,347,463千円 |
| 3. 「関係会社預け金」は手元資金のリスク分散及び日本電気株式会社グループの資金効率向上を図るための資金集中システムの期末残高であります。 | | |

【損益計算書に関する注記】

- | | | |
|--------------|--|--------------|
| 1. 関係会社との取引高 | | |
| 売 上 高 | | 18,744,830千円 |
| 仕 入 高 | | 1,027,037千円 |
| その他の営業取引 | | 1,503,373千円 |
| 営業取引以外の取引 | | 152,325千円 |

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：株)

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式数				
普通株式	14,529,400	—	—	14,529,400
合 計	14,529,400	—	—	14,529,400
自己株式				
普通株式	16	—	—	16
合 計	16	—	—	16

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当金 (円)	基 準 日	効力発生日
平成19年5月14日 取締役会	普通株式	363,235	25.00	平成19年3月31日	平成19年6月1日
平成19年10月26日 取締役会	普通株式	399,558	27.50	平成19年9月30日	平成19年12月3日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年5月14日開催の取締役会決議における配当に関する事項

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	399,558千円
1株当たり配当金	27.50円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月2日
配当原資	利益剰余金

計算書類

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産の発生原因は主に退職給付引当金に係る限度超過額によるものであります。

【リースにより使用する固定資産に関する注記】

- リースにより使用する重要な固定資産
ファイナンスリース契約により使用している重要な固定資産として、電子計算機及びその周辺機器があります。
- 支払リース料の総額 398,056千円

【関連当事者との取引に関する注記】

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	日本電気(株)	被所有 直接 51.00%	移動通信機器 の工事・保守 の受託等	移動通信機器 の工事・保守 の受託等	18,690,671	売掛金	4,085,268
				資金の預入れ	—	関係会社 預け金	5,000,400

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	埼玉日本電気(株)	なし	移動通信機器 の保守用部品 等の仕入	保守用部品等 の仕入	4,265,860	買掛金	460,915

取引条件及び取引条件の決定方針等

- 取引金額には消費税等は含まれておりませんが、売掛金及び買掛金期末残高には消費税等が含まれております。
- 取引条件ないし取引条件の決定方針
 - 移動通信機器の工事・保守の受託については、案件毎に見積書を提出し、それに基づき交渉を行い契約額を決定しており、一般の取引条件と同様であります。
 - 保守用部品等の仕入れについては、見積書を取得し価格交渉を行い、仕入価格を決定しております。
 - 資金の預入れに関しては、市場金利を勘案した利率を適用しております。

【1株当たり情報に関する注記】

- 1株当たり純資産額 1,999.81円
- 1株当たり当期純利益 233.26円

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年5月13日

NECモバイルリング株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 榎 正 壽 ㊞
業務執行社員指定社員 公認会計士 伊 藤 功 樹 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、NECモバイルリング株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役からの監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当該事業年度の監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、職務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」として会社計算規則第159条各号に掲げる事項を「監査に関する品質管理基準」等に従って適切に整備している旨の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年5月14日

NECモバイリング株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 川 崎 齊 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 土 田 秀次郎 ㊟

監 査 役（社外監査役） 川 島 勇 ㊟

監 査 役（社外監査役） 藤 井 繁 幸 ㊟

以 上

トピックス

● IR活動 ● 主な出来事 ● 直営店舗の開店



携帯販売の事業拡大とFMCに向けた取り組み

固定通信と移動通信が融合したFMC(Fixed Mobile Convergence)時代の到来に備えて、店舗の充実と販売網の拡大に努め、当事業年度末の店舗数は合計で197店、前年度末比31店の増加となりました。NTTグループが提供している光ブロード・バンド回線の取り扱い、2007年12月から首都圏・甲信越地区のほとんどの直営ドコモショップで開始、2008年3月末時点では東北から中国・四国の一部ドコモショップを含め30店舗で行っております。

● 携帯ショップ (2008年3月31日)

名 称	直営店	委託店	合 計
ド コ モ シ ョ ッ プ	90	79	169
a u シ ョ ッ プ	3	2	5
ソフトバンクショップ	0	1	1
モバイルステーション等	22	0	22
合 計	115	82	197

携帯電話の情報サイト

<http://www.doplaza.jp/>

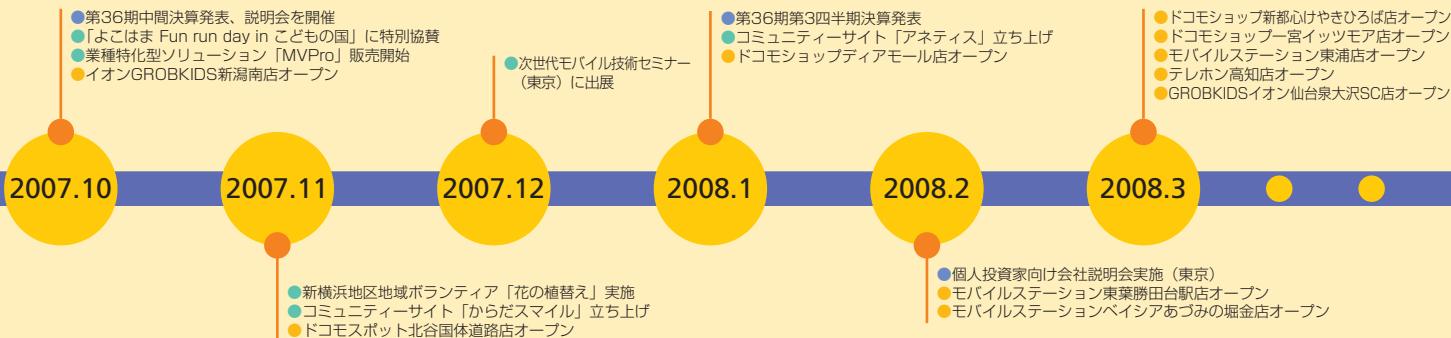
また、携帯電話の新販売方式の導入などによりユーザーニーズに応えるショップスタッフのコンサルタント能力が求められており、FMC時代ではさらに高い能力が必要になると考え、スタッフ教育に力を入れております。その結果、(株)NTTドコモの各地で行われた各部門のスタッフ対応コンテストでは、関東甲信越地区でグランプリ2名と準グランプリ、中国地区で最優秀賞、北陸地区で優秀賞を受賞するなどの成果が出ました。

● その他の店舗 (2008年3月31日)

名 称	店舗数
サーティワンアイスクリーム	8
タ リ ー ズ コ ー ヒ ー	1
TSUTAYA レンタルショップ	1
G R O B K I D S	12

GROBKIDS

<http://www.grobkids.com/>



ケータイソリューションサービス「MVPro」の 拡販開始

当社は、新たなケータイソリューションサービスとして2007年10月から、業種特化型ASP（Application Service Provider）サービス「MVPro（エム・ブイ・プロ）」の拡販を開始しました。「MVPro」は、お客様の携帯電話を販売促進などに有効活用するために開発されたシステムを、業種業態に応じた仕様にあわせて提供するサービスです。

現在、「ガソリンスタンド」、「歯科医院」、「フィットネスクラブ」、「ゴルフ場」の4つの業種を支援するとともに、業種を問わず利用可能な「ネットショップ構築サービス」と「ケータイアンケートサービス」を提供しています。

<http://www.nec-mobiling.com/mvpro/>

個人投資家向け会社説明会の実施

2008年2月16日東京で開催された大和インベスター・リレーションズ(株)主催の「個人投資家向け会社説明会」に参加し、当社の概要、事業戦略、業績概要および市場動向についてご説明しました。質疑応答などを通じて、当日出席された約350名もの個人投資家の方々の熱意に直接ふれることができました。

皆様の信頼に応えるためのCSR活動

企業の社会的責任（CSR）を果たし、株主・投資家、お客様、取引先、地域社会、従業員などのステークホルダー（関係者）の信頼を獲得していくことで、社会全体と当社が持続的に成長すると考え、CSRを実行、推進するために2007年4月にCSR推進部を発足させました。従業員の法令遵守、企業倫理、個人情報対応、適性販売の推進、品質・環境への対応、社会貢献活動の実施、徹底を図るために、実施・導入事例や、注意事項、規程の改定内容などを盛り込んだ季刊と臨時的CSRニュースを7回発行しました。

また、2007年5月には神奈川県労働局から県内で最初の「次世代育成支援に取り組む企業」の認定を受け、「認定マーク」（愛称「くるみん」）が付与されました。これは2005年に全面施行された次世代育成支援対策推進法にとともに、仕事と育児の両立支援のために、育児休職者への情報提供、就学前の子育てのためのサービス費用の援助、育児支援策の理解と定着を目的とした管理職向け意識向上研修などの制度・施策を導入したことが認められたものです。



「くるみん」マーク

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月開催
基準日	定時株主総会 毎年3月31日 期末配当金 毎年3月31日 中間配当金 毎年9月30日 その他必要があるときは、あらかじめ公告して定めた日
株主名簿管理人	大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号 住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部
(郵便物送付先)	〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10 住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先)	(住所変更等用紙のご請求) TEL0120-175-417 (その他のご照会) TEL0120-176-417
(ホームページ)	http://www.sumitomotrust.co.jp/STA/retail/service/daiko/index.html
同取次所	住友信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
公告方法	当社のホームページに掲載します。 http://www.nec-mobiling.com 但し、事故その他やむを得ない事由によって当社のホームページによる公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
上場証券取引所	株式会社東京証券取引所